

蒲郡市子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行うため、蒲郡市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 支援拠点の実施主体は、蒲郡市とし、その所管課は、健康福祉部子育て支援課とする。

(相談窓口)

第3条 支援拠点の相談窓口を、家庭児童相談室及び子育て世代包括支援センターに置く。

(対象)

第4条 支援拠点は、本市に在住する全ての子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。）並びに妊産婦等を対象とする。

(業務内容)

第5条 支援拠点の業務内容は、国要綱4に定めるとおりとする。

(職員配置等)

第6条 支援拠点の職員の職務、資格等は、国要綱6（2）に定めるとおりとする。

2 支援拠点の職員は、国要綱6（3）に基づき、配置するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。